



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い見方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

■予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

■お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申込みください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

不正軽油について

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜた不正軽油の製造、販売および使用などを行うことは脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられます。

不正軽油に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

- ・不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
- ・安い軽油を売り込みにきた。
- ・自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581（内線207）